

## [事案 22-144] 失効取消請求

・平成 23 年 8 月 16 日 裁定終了

### <事案の概要>

失効するまで事前通知が一度もなかったことから、失効措置を取消し保険を元の状態に戻し、がん診断給付金の支払いを求め申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

昭和 58 年 7 月にがん保険に加入し、以来 27 年間保険料を支払い続けていたが、平成 22 年 7 月に年払保険料の口座引落しが 2 カ月続けてできなかつたため、失効してしまった。

7 月に引落しができなかつた旨の通知が届かず、翌 8 月に再度引落しができなかつた際も、保険会社はハガキで案内したと言うが、当方にはいずれの通知も届かなかつた。また、それ以降、失効の通知も届かず、がんの検査入院をすることになり保険会社に問い合わせ初めて、失効していることを知らされ、復活しようとしたが、健康状態の関係で復活もできない。

30 年近くも契約を着実に履行してきた契約者に対し、契約者の意思を確認せずに保険を失効させる保険会社の対応は不誠実で、契約という事実を軽じたものである。失効を取消して、がん診断給付金を支払ってほしい。

### <保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求には応じることはできない。

- (1) 申立契約は、約款に定める手続きに則って失効している。
- (2) 下記のとおり、当社の申立人への対応に落ち度はなく、契約を失効させることが特に不誠実とは認められない。
  - ① 本件保険料の支払遅滞も、振替指定口座の残高不足という専ら申立人の責に帰すべき事情である。
  - ② 当社は一度目の保険料振替の前後にそれぞれ親展扱のハガキで振替の案内をしており（つまりは、失効前に 2 度の文書案内をしており）、これらのハガキが後日当社へ返送された事実もない。
  - ③ なお、上記ハガキ以外にも、契約内容を知らせる封書や、生命保険料控除証明書等をそれぞれ郵送しているが、これらの郵便物についても宛先不明等で後日返送された事実もない。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面にもとづいて審理した結果、下記のとおり、申立内容を認めることができないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条により、裁定書により理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

#### (1) 保険約款の解釈

- ① 保険契約は附合契約【注】であり、約款に従って当事者の権利義務や契約の終了理由等が定められる。

- ②申立契約の約款上の「失効」規定は、申立人の主張するような、契約者の契約継続意思の喪失の推定によるものではなく、保険料支払義務の遅滞にもとづく債務不履行を原因とする契約の解除であり、契約者の意思に左右されるものではなく、申立人の主張するような、契約者の意思確認は必要ではない。
- ③また、同規定は、無催告解除及び解除行為を不要とする当然解除を定めた規定と解釈されており、従って、遅滞があることの通知、および解除予告などの通知は不要であることから、保険会社の行う振替不能の通知や失効の通知は、失効の効力発生要件ではなく、仮にこれが契約者に到達していなかったとしても、失効の効力には影響はない。

## (2) 申立人の主張の判断

上記(1)が保険約款上の「失効」の解釈であり、当審査会も現状においては、この解釈を維持することから、申立人の契約継続意思を確認しないこと、あるいは振替不能通知や失効通知が到達していなかったとしても、失効の効力には影響がなく、申立人の主張は認められない。

(なお、現在、最高裁判所において、本件と同様に無催告解除を認める保険約款の効力について、消費者契約法により無効である旨を主張している案件が審理されているが、本件はそもそも消費者契約法(平成13年4月1日施行)が適用される案件ではないことを付言する)

**【注】** 附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項(普通契約約款)を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のことです。相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されている。